

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月9日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社日立製作所
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03-3258-1111
【事務連絡者氏名】	法務本部 部長代理 海保 太郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項なし
【代理人の住所又は所在地】	該当事項なし
【最寄りの連絡場所】	該当事項なし
【電話番号】	該当事項なし
【事務連絡者氏名】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社日立製作所  (東京都千代田区丸の内一丁目6番6号)  株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)  株式会社大阪証券取引所  (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社日立製作所をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社日立プラントテクノロジーをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1 【公開買付けの内容】

### (1) 【対象者名】

株式会社日立プラントテクノロジー

### (2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

イ 平成17年6月29日開催の対象者定時株主総会及び同年7月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権

ロ 平成18年11月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下イ及びロを併せて「本新株予約権」といいます。）

### (3) 【公開買付期間】

平成21年8月20日（木曜日）から平成21年10月8日（木曜日）まで(33営業日)

## 2 【買付け等の結果】

### (1) 【公開買付けの成否】

本書の提出に係る公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）においては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成21年10月9日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

### (3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	50,457,134(株)	50,457,134(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ( )		
株券等預託証券 ( )		
合計	50,457,134	50,457,134
(潜在株券等の数の合計)		( )

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	183,733
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成21年3月31日現在)(個)(g)	192,965
買付け等後における株券等所有割合 ( $(a+d) / (g + (b-c) + (e-f)) \times 100$ ) (%)	93.54

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成21年3月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成21年8月7日に提出した第115期第1四半期報告書に記載された平成21年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けでは買付予定数の上限を設けておらず、かつ、対象者の発行している全ての株式(ただし、対象者が保有する自己株式を除き、公開買付け期間の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転された対象者株式を含みます。)及び新株予約権を本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(195,590,898株)に、同四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在存在する本新株予約権の目的である対象者株式(平成21年6月30日以降公開買付け期間の末日までに本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の数(1,863,000株)を加え、対象者の平成21年7月28日公表の「平成22年3月期第1四半期決算短信」に記載された平成21年6月30日現在において対象者が保有する自己株式の数(1,031,568株、なお、同四半期報告書には同日現在対象者が保有する自己株式の数が千株単位で記載されていたため、同決算短信記載の平成21年6月30日現在において対象者が保有する自己株式の数(1,031,568株)を用いております。)を控除した対象者株式の数(196,422,330株)に係る議決権の数(196,422個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。